

別表

■改定約款の内容 (①各定型約款改定共通事項)

関係条項号	改定後	現行
<p>「プログラムの範囲」滞在先手続きの後段「ただし書き」に関する規定の新設 短期：第4条第(2)項 長期：第4条第(2)項②号 進学：第4条第(2)項②号 高校：第4条第(2)項②号 WH：該当なし</p>	<p>滞在先手続き (後文) ～当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。<u>ただし、当社の故意または重過失等による場合は、*第13条(損害の負担)の定めによるものとします。</u> *短期：～第13条(損害の負担)の定めによるものとします。 *長期：～第14条(損害の負担)の定めによるものとします。 *進学：～第14条(損害の負担)の定めによるものとします。 *高校：～第14条(損害の負担)の定めによるものとします。</p>	<p>滞在先手続き (後文) ～当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。</p>
<p>「パスポート申請書類」に関する条文を削除し、「ビザ取得手続き(ビザ申請書類作成料)」に関する条文のみへの改定 短期：第6条第(2)項⑤号 長期：第4条第(2)項⑥号 進学：第4条第(2)項⑥号 高校：第4条第(2)項⑥号 WH：第6条第(2)項④号</p>	<p>削除</p> <p>ビザ取得手続き(ビザ申請書類作成料) 留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「<u>査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書</u>」に準じ、別途料金にて行います。この場合、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくこととなります。留学国や申し込み者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。</p>	<p>パスポート申請書類 申し込み者が希望する場合、当社の指定する旅行代理店が、パスポート申請書類を別途定める「<u>旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書</u>」に準じて、別途料金にて作成します。ただし、パスポート申請時及び受領時は、申し込み者本人が所轄官庁に出向かなければなりません。</p> <p>ビザ取得手続き 留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「<u>旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書</u>」に準じ、別途料金にて行います。この場合、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくこととなります。留学国や申し込み者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。</p>
<p>「支払い」に関する改定 短期：第8条 長期：第9条 進学：第9条 高校：第9条 WH：第7条 前受金保全の条文から一部を移設</p>	<p>申し込み者は、本約款の各条項に定められた、*プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。<u>この場合、留学費用等の残金は、受け入れ先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。</u>本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払った*プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返金しませ</p>	<p>申し込み者は、本約款の各条項に定められた、申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払った申込金、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返金しません。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。</p>

	<p>ん。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。</p> <p>なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払い金額が明らかになり次第、当社の指示に従い、当社または支払い先との間で過不足金の精算を行っていただきます。また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料（以下「振り込み手数料」といいます。）ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、すべて申し込み者の負担となります。</p> <p>*「プログラム費」とある用語を「短期」の場合は、「申込金」に読み替えて適用します。</p>	<p>ます。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。</p> <p>なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払い金額が明らかになり次第、当社の指示に従い、当社または支払い先との間で過不足金の精算を行っていただきます。また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料（以下「振り込み手数料」といいます。）ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、すべて申し込み者の負担となります。</p>
<p>「免責事項」第(1)項に関する改定 短期：第12条第(1)項 長期：第13条第(1)項 進学：第13条第(1)項 高校：第13条第(1)項 WH：第11条第(1)項</p>	<p>(1) 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。ただし、<u>当社の故意または重過失等による場合は、*第13条（損害の負担）の定めによるものとします。</u></p> <p>*短期：～第13条（損害の負担）の定めによるものとします。 *長期：～第14条（損害の負担）の定めによるものとします。 *進学：～第14条（損害の負担）の定めによるものとします。 *高校：～第14条（損害の負担）の定めによるものとします。 *WH：～第12条（損害の負担）の定めによるものとします。</p>	<p>(1) 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。ただし、<u>当社に故意または過失が存する場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>「免責事項」第(1)項ビザ取得に関する号の改定 短期：第12条第(1)項⑥号 長期：第13条第(1)項⑥号 進学：第13条第(1)項⑥号 高校：第13条第(1)項⑥号 WH：第11条第(1)項④号</p>	<p><u>大使館、留学先または申し込み者の事情により、ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合</u></p>	<p>ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合</p>
<p>「損害の負担」に関する条文の改定 短期：第13条</p>	<p>当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いませんが、当社に故意または<u>重大な過失がある場合はこの限りではな</u></p>	<p>当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いませんが、当社に故意または<u>過失が存する場合はこの限りではありま</u></p>

<p>長期：第 14 条 進学：第 14 条 高校：第 14 条 WH：第 12 条</p>	<p>く、その損害を賠償します。ただし、<u>軽過失の場合の損害賠償は、申し込み者から受領した*プログラム費を上限とします。</u> *「プログラム費」とある用語を短期の場合は、「申込金」に読み替えて適用します。</p>	<p>せん。</p>
<p>「前受金保全」に関する条文の改定 短期：第 14 条 長期：第 15 条 進学：第 15 条 高校：第 15 条 WH：第 13 条</p>	<p><u>弁済業務保証金分担金</u> 当社は、<u>旅行業法にて対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきま</u>しては、<u>観光庁長官登録旅行業第 1 種を取得していることにより、一般社団法人日本旅行業協会に対して弁済業務保証金分担金を供託しています。</u>これにより、<u>同協会または管財人の判断により、当社が万一事業を停止せざるを得ないような状況に陥った場合、授業料等は除き、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。</u> (<u>*現行約款の「なお書」の「留学費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90 日以上前にお支払いいただくことはありません。」は、留学費用を「留学費用等の残金」に修正し、WH の場合のみ「残金」に修正のうえ、「支払い」の条文に移設となります。)</u></p>	<p><u>前受金の保全</u> 当社は、次の通り前受金の保全措置を講じています。 当社は、<u>留学に係る費用の内、申込金、授業料、滞在費のお預り金（前受金）を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し分別管理をするための「前受金分別信託制度」を導入しています。</u>なお、<u>留学費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90 日以上前にお支払いいただくことはありません。</u>詳細は、別紙約款の「<u>留学プログラムに関する前受金の保全について</u>」をご参照ください。また、<u>旅行業法にて対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきま</u>しては、<u>当社は観光庁長官登録旅行業第 1 種を取得していることにより、一般社団法人日本旅行業協会にも弁済業務保証金分担金を供託しています。</u>これにより、<u>同協会判断の下、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。</u></p>
<p>「個人情報の取扱いについて」の第 (4) 項「個人情報の管理について」に関する改定 短期：第 17 条第 (4) 項 長期：第 18 条第 (4) 項 進学：第 18 条第 (4) 項 高校：第 17 条第 (4) 項 WH：第 15 条第 (4) 項</p>	<p>当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を申し込み者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、<u>情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。前項④号及び情報の解析や分析において、他の情報と照合することにより個人の特定が可能な「クッキー情報」を得る必要がある場合も申し込み者本人の同意を得た上で使用するものとします。</u></p>	<p>当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、<u>情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。</u></p>
<p>「定型約款の変更」告知時期に関する改定 短期：第 19 条 長期：第 20 条 進学：第 20 条 高校：第 19 条 WH：第 17 条</p>	<p>本約款の変更が契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、<u>本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日以前に一定期間をもって告知します。当該告知後、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、申し込み者は本約款の変更に同意したものとします。</u></p>	<p>本約款の変更が契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、<u>本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日以前に約 30 日間の一定期間をもって告知します。</u>また、各条項にて記載されている金額に対する消費税は、消費税法の改正があった場合、消費税額相当分が変更になります。</p>

■改定約款の内容 (②WH 約款 第4条プログラムの範囲の改定)

関係条項号	改定後	現行
<p>WH：第4条 (プログラムの範囲)</p>	<p>プログラムの範囲 (1) ワーキングホリデービザ申請のアドバイス (2) 到着後の現地生活に関するオリエンテーションの実施 (3) 銀行口座開設のためのアドバイス (4) <u>税金相談、納税者番号取得方法に関するアドバイス</u> (5) 携帯電話の手続き案内及び料金プランに関するアドバイス (契約時は別途実費負担) (6) 滞在先の探し方に関するアドバイス (7) アルバイト情報や英文履歴書の書き方等、仕事探しに関するアドバイス (申し込み者に対しての雇用を保証するものではありません。)</p> <p>削除</p> <p><u>(8) 個人旅行に関する情報提供や手配についてのアドバイス</u></p> <p><u>(9) 現地での転校相談及び語学学校・専門学校への入学手続き代行</u></p> <p>削除</p> <p><u>(10) 日本語による 24 時間 365 日緊急サポート：留学ジャーナルスチューデントプロテクション</u> 滞在中の不慮の事態に対して日本語でアドバイスする 24 時間電話サービス「留学ジャーナルスチューデントプロテクション (電話によるアドバイスは、AIG トラベルアシストインクが行います。)」を実施します。</p> <p><u>(11) 当社のローンの紹介・申し込み代行</u> 当社は、提携金融機関により滞在費用等の貸付を行うローンの紹介・申し込みを代行します。詳細は、希望者に後日案内する同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間がない場合、ローンを利用できないことがあります。 ※現地オフィス業務は、各地提携オフィスへ委託します。また、現地スタッフに同行してもらうような場合は、別途実費負担が発生します。</p>	<p>プログラムの範囲 (1) ワーキングホリデービザ申請のアドバイス (2) 到着後の現地生活に関するオリエンテーションの実施 (3) 銀行口座開設のためのアドバイス (4) <u>税金相談・会計士の紹介、納税者番号取得方法に関するアドバイス</u> (5) 携帯電話の手続き案内及び料金プランに関するアドバイス (契約時は別途実費負担) (6) 滞在先の探し方に関するアドバイス (7) アルバイト情報や英文履歴書の書き方等、仕事探しに関するアドバイス (申し込み者に対しての雇用を保証するものではありません。)</p> <p><u>(8) 現地オフィスでの日本語対応コンピュータの利用 (国やオフィスにより異なります。)</u></p> <p><u>(9) 個人旅行に関する情報提供や手配についてのアドバイス</u></p> <p><u>(10) 現地での転校相談及び語学学校・専門学校への入学手続き代行</u></p> <p><u>(11) 郵便物・荷物の一時預け (ただし、預かり期間に制限があります。)</u></p> <p><u>(12) 日本語による 24 時間 365 日緊急サポート：留学ジャーナルスチューデントプロテクション</u> 滞在中の不慮の事態に対して日本語でアドバイスする 24 時間電話サービス「留学ジャーナルスチューデントプロテクション (電話によるアドバイスは、AIG トラベルアシストインクが行います。)」を実施します。</p> <p><u>(13) 当社のローンの紹介・申し込み代行</u> 当社は、提携金融機関により滞在費用等の貸付を行うローンの紹介・申し込みを代行します。詳細は、希望者に後日案内する同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間がない場合、ローンを利用できないことがあります。 ※現地オフィス業務は、各地提携オフィスへ委託します。また、現地スタッフに同行してもらうような場合は、別途実費負担が発生します。</p>

以上

2023/5/1